

社会福祉法人長井市社会福祉協議会児童センター延長保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）の勤労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う保育時間延長の需要に対応し、社会福祉法人長井市社会福祉協議会が長井市児童センター及び学童クラブ設置条例（昭和48年長井市条例第13号）第6条の規定により管理する児童センターにおいて通常の保育時間を越えて保育する事業（以下「延長保育」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施の所在)

第2条 延長保育を行う児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
長井市致芳児童センター	長井市五十川 2316 番地
長井市平野児童センター	長井市九野本 3183 番地の 1
長井市伊佐沢児童センター	長井市中伊佐沢 1256 番地の 20
長井市豊田児童センター	長井市歌丸 2475 番地

(延長保育時間等)

第3条 延長保育の時間は、午前7時30分から午前8時30分までを早朝保育とし、午後5時から午後7時までを居残り保育とする。

2 延長保育を行う日は、前条に規定する児童センターの開所日とし、土曜日は居残り保育を行わない。

(対象児童)

第4条 延長保育の対象となる児童は、長井市児童センターの管理運営に関する規則（昭和58年長井市規則第8号）第6条第2項の規定により入所決定となり保育が実施された児童で、かつ、やむを得ない事情により会長が延長保育を必要と認める児童とする。

(延長保育の申請)

第5条 児童の延長保育を委託しようとする保護者等は、児童センター延長保育申請書（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(延長保育の決定等)

第6条 会長は、前条の申請書を受領したときは必要な審査及び調査を行い、その可否を決定し、児童センター延長保育決定通知書（別記様式第2号）又は児童センター延長保育却下通知書（別記様式第3号）により当該児童の保護者等に通知するものとする。

(届出等)

第7条 児童の延長保育を委託している保護者等は、第5条の申請書の内容に変更が生じた場合、児童センター延長保育申請変更届（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(延長利用料金)

第8条 児童の延長保育を委託している保護者等は、延長保育に係る料金（以下「延長利用料金」という。）を負担しなければならない。

2 延長利用料金の額は、次のとおりとする。ただし、生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯及び当該年度分(4月から8月までの月分にあつては、その月の属する年度の前年度分)の市町村民税非課税世帯にあつては、延長利用料金を徴収しない。

区 分	時 間 帯	延長利用料
早朝保育	午前7時30～午前8時30分	月額500円
居残り保育	午後5時～午後6時	月額500円
	午後6時～午後7時	月額500円

3 保護者等は、延長利用料金を会長が発行する利用料金通知書により、会長が定める日までに納入するものとする。なお、延長利用料金の徴収業務について、会計責任者及び出納職員以外の者が現金取扱徴収業務に従事する必要がある場合は、会長の任命する職員にこれらの業務を行わせるものとする。任命された職員は現金取扱職員証（別記様式第5号）を携帯し、業務に従事する。

(減免)

第9条 会長は、特別の事情があると認めるときは、延長利用料金を減免することができる。

(延長保育の停止)

第10条 延長保育の必要がなくなった児童の保護者等は、延長保育を停止しようとする日の5日前までに児童センター延長保育停止届（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 長井市伊佐沢児童センター延長保育事業実施要綱及び長井市豊田児童センター延長保育事業実施要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。

児童センター延長保育申込書

年 月 日

(地区名)

保護者 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

—

長井市社会福祉協議会 会長 様

児童センターの延長保育につき、次のとおり申し込みます。

入所児童	ふりがな	生年月日	年 月 日 生	年 齢	性 別	男・女
	氏名					
入所施設	() 児童センター					
延長保育時間	1. 早朝保育 (午前7時30分から午前8時30分まで) 2. 居残り保育 (午後5時から午後6時まで) 3. 居残り保育 (午後5時から午後7時まで)					
※ 希望する番号を○で囲んでください。						
同居親族の状況	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	事業所名	
延長保育を希望する理由				希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	

児童の年齢は、入所年度4月1日現在を記入してください。

年 月 日

様

児童センター延長保育決定通知書

社会福祉法人
長井市社会福祉協議会
会長

下記施設の延長保育について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日 生
入 所 施 設	児童センター
延長保育の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長保育時間	1. 早朝保育 午前 時 分 から 時 分まで 2. 居残り保育 午後 時から 時まで
延長利用料	月額 円
備考	

年 月 日

長井市

_____ 様


児童センター延長保育却下通知書

社会福祉法人
長井市社会福祉協議会
会長

下記施設の延長保育について、審査の結果却下となりましたので通知します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
施設の名称	児童センター
却下の理由	

別記様式第5号

	現金取扱職員証	第 号
	氏 名	_____

上記の者は延長利用料金等の
現金取扱職員であることを証する。

年 月 日
社会福祉法人 長井市社会福祉協議会
会長

児童センター延長保育停止届

年 月 日

長井市社会福祉協議会 会長 様

保護者名 _____ 印

児童氏名 _____

児童センターの延長保育を停止したいので、次のとおり届け出ます。

停止年月日	年 月 日
停止の理由	